

令和 5 年 12 月 28 日

保険薬局各位

後発医薬品変更および一般名処方時における調剤情報提供について

北見赤十字病院
院長 荒川 穰二

平素は当院の処方に対しましてご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当院では令和 6 年 1 月 1 日から一般名を用いた院外処方箋の発行を開始することとなりました。保険薬局で一般名処方により調剤を行った場合、調剤した薬剤の銘柄等に関して当該処方せんを発行した保険医療機関へ情報提供することが義務づけられておりますが、厚生労働省通知「処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）」および「疑義解釈資料の送付について：その 2、問 43（平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）」を参考に、令和 6 年 1 月 1 日より以下の対応とすることと致しました。ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

【対応】

一般名処方調剤報告および後発医薬品変更調剤報告について保険薬局からの書面や FAX での報告は不要とし、上記変更調剤に係る情報提供方法はお薬手帳とさせていただきます。

ただし、治療上必要と思われる処方修正や患者情報については、従来どおり報告していただくようお願い致します。